平成２６年（フ）第１１７号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地46棟302号
破産者　キタオリデザインこと　北織　義隆
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
京都府宇治市木幡西中44番地の２　メゾン・ドウ木幡４Ｄ号
破産者　清水　秀明
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
京都市右京区嵯峨野南浦町11番地１　リヴァージュシャトレ202号
破産者　チームコウタニこと　甲谷　健一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
京都市中京区壬生下溝町47番地、住民票上の住所京都市右京区梅津北浦町９番地１　ＰＩＮＥ　ＦＩＥＬＤ梅津101号室
破産者　柗井　千鶴
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
京都市南区西九条唐橋町70番地　バーレン45―701号、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町270番地の82
破産者　中村　太一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
京都市山科区日ノ岡堤谷町18番地２　エレガンス寿Ｂ303
破産者　吉岡　健次
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
京都市右京区西京極大門町19―32　山田ビル202号室、開始決定時の住所京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町55番地　若竹荘32
破産者　笠井　徳昭
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
京都府木津川市梅美台１丁目４番地３　ドリームプラスハーモニー212号、前住所奈良市山陵町312番地
破産者　重次　勝子
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
京都市西京区牛ケ瀬堂田町６番地　ヴィラフォンテーヌ桂川302号
破産者　上中　雄介
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

独立行政法人大学評価・学位授与機構公告

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成 26 年５月 12 日　　独立行政法人大学評価・学位授与機構長　野上　智行

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第１条中「学士の学位の授与については、」の下に「別に定めるものを除き、」を加える。

附　則（平成26年４月１日）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の制定に関する公示

学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき、学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則を次のとおり公示する。

平成 26 年５月 12 日　　独立行政法人大学評価・学位授与機構長　野上　智行

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

（趣旨）

第１条　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号。以下「専攻科認定規則」という。）第２条の規定に基づき認定された専攻科（以下「認定専攻科」という。）のうち、この規則に定める要件を満たすものとして学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）の最終学年に在学し当該学年末に修了の見込みの者（以下「修了見込み者」という。）からの申請に係る学士の学位の授与については、学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号。以下「１項学士規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第２条　学士の学位は、１項学士規則第２条各号の一に該当する者（以下「基礎資格を有する者」という。）で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

２　学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

（単位の修得方法等）

第３条　学士の学位の授与を受けようとする者は、１項学士規則第３条に規定する単位を修得しなければならない。

２　前項の単位の修得にあたっては、次の各号に掲げる単位を修得するものとする。ただし、第１号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含まないものとし、第２号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含めることができるものとする。

一　専門的な内容の授業科目（以下「専門科目」という。）の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40単位以上（修業年限３年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。以下同じ。）に置かれる認定専攻科にあっては、20単位以上）

二　専門科目31単位以上（修業年限３年の短期大学に置かれる認定専攻科にあっては、16単位以上）

３　前２項の単位の修得にあたっては、１項学士規則第３条第１項第１号に規定する単位の全てを在学する専攻科において修得しなければならない。

（学士の学位授与の申請）

第４条　第２条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料32,000円を添え、４月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。ただし、第４号及び第５号に掲げる書類については、専攻科の修了が確定した時点で機構長に提出するものとする。

一　基礎資格を有する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二　単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三　別表第一に掲げる項目と内容が記述された学修総まとめ科目履修計画書

四　別表第二に掲げる項目と内容が記述された学修総まとめ科目の成果の要旨等

五　学（校）長の発行する専攻科の修了証明書

２　機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

３　受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。